

令和4年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月5日(月曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
○次会日程の報告	13
○散会の宣告	13
散会(午前9時35分)	13
第2日 12月6日(火曜日)	
○議事日程	15
○出席議員	16
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	17
開議(午前9時00分)	17
○開議の宣告	17
○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	18

○承認第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
○議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
○議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○次会日程の報告	5 6
○散会の宣告	5 7
散 会 （午前 1 1 時 4 6 分）	5 7
第 5 日 1 2 月 9 日（金曜日）	
○議事日程	5 9
○出席議員	5 9
○欠席議員	5 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 9
○職務のため出席した者の職氏名	6 0
開 議 （午前 9 時 0 0 分）	6 1
○閉会中の継続調査の申し出	6 1
○町長挨拶	6 1
○閉会の宣告	6 2
閉 会 （午前 9 時 0 8 分）	6 3

令和4年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月6日（火）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度千代田町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 2 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度千代田町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 3 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第40号 千代田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第42号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第 7 議案第43号 千代田町個人情報保護法施行条例の制定
- 日程第 8 議案第44号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第 9 議案第45号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第46号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第47号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第48号 千代田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第49号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第50号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 議案第51号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第52号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第53号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第54号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 同意第 5号 千代田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 発議第 3号 千代田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

令和4年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月29日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和4年12月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	柿	沼	英	己	君	1 2 番	小	林	正	明	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和4年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月5日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	柿沼	英己	君	12番	小林	正明	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	田島育子	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課 健康推進係長	佐藤陽子	君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局長

荒井稔君

建設環境課長

坂部三男君

都市整備課長

荻野俊行君

教育委員
事務局長

森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

栗原弘明

書 記

森田真緒

書 記

大川智之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(小林正明君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(小林正明君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の承認3件、条例制定3件、条例改正7件、補正予算5件、人事案1件、議員発議1件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、5件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和4年度7月分から9月分までが監査委員よりなされております。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(小林正明君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

9番 川 田 議員

10番 高 橋 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(小林正明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(小林正明君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9日までの5日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（小林正明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は一問一答方式で行います。

8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。今回は、町民のコミュニケーションに関する質問です。

先日、消防団と議会との意見交換が行われました。その中で、団員の成り手不足という問題があり、その一因として町民のコミュニケーション不足によるものという話もありました。また、以前の私の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、町内のいろいろな役員の成り手不足という問題についても、町民同士のコミュニケーション不足という問題もあると思います。町民同士のコミュニケーションというのは、町内で活動する団体の成り手不足の問題ということだけではなく、災害時のスムーズな避難や救助、そして相互の協力体制につながりますし、日常的な防犯にも役に立ちます。また、住みやすい町になることで移住定住の促進にもつながっていくと思いますし、町外に出ていってしまった若い方々も、老後は千代田町で過ごそうと思うことにもなるのではないのでしょうか。

住民同士のコミュニケーションの活性化については、全国的に話題になっていることもあって、各市町村でも独自の取組みが行われています。今日は、ほかの自治体を参考にしたり、私からの提案を含めて、今後の取組みについて質問をさせていただきます。

それでは、最初の質問です。協働のまちづくり事業についてです。本町のウェブサイトに掲載されている文章を読みます。「町民の皆さんと行政（役場）とで良きパートナーとして連携し、様々な町づくりに関する事業を生み出して行き、活気ある町づくりを進めていくものです。皆さんの自主的で公益性のある「まちづくり事業」へのご参加によって、住み良い活気のある町づくりを目指します」ということで、町民の団体が主体となって行っている活動を行政が支援するというものです。趣旨としては、町内のパトロールや花を植えたりするような、その名のとおりまちづくりという点で、防犯、防災、環境保全、文化活動、地域福祉などの活動に対しての支援です。これは、まさに町民同士のコミュニケーションの場としても有効に機能するものではないかと考えられます。ウェブサイトに掲載されている一般的な一例の中には、子供の健全育成などもありますので、お父さんやお母さんを中心としたサークル活動なども対象になるようです。以前私の一般質問で、協働のまちづくりの団体数をお聞きしたときには9団体とのことで、今はどれぐらいか分かりませんが、もっと活性化してもよいのではないかと考えています。もちろん予算のこともありますが、まちづくりと町民のコミュ

ニケーションについて、よい結果につながっていくのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、具体的な質問をさせていただきます。現在協働のまちづくりについては、あくまでも町民が主体となっています。しかし、具体的にグループで新しく何かをしようというきっかけも難しいと思いますので、行政のほうでこういうグループをつくりませんかという提案をつくって呼びかけをしたり、あるいは現在活動しているグループの中で、もっと人数を増やしたいという団体を町の広報紙などで紹介することはいかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

まず、町における協働のまちづくり事業の現状についてお話しさせていただきます。協働のまちづくり事業は、町民団体等が自主、または主体的に企画実施する公益性の高いまちづくり事業を推進するために要する経費に対し、町の予算の範囲内において助成金を交付する事業であり、平成21年度より開始し、14年目を迎えております。

令和4年度の活動団体は10団体となっており、ここ数年新規の団体が立ち上がる一方、活動目的を達成したことにより活動を終了する団体や、会員の高齢化、会員数の減少により活動を終了する団体が増えてきていることから、活動団体数は横ばいの状況が続いております。

ご質問にあります行政から呼びかけてみてはどうかとのことですが、ほかの自治体では、行政提案型の協働のまちづくり事業に取り組んでいるところもあるようですが、本町の協働のまちづくり事業につきましては、住民の方からの提案による事業を募集しております。そのため、行政では細部まで行き届かないところに住民の皆様の独自の発想と専門性を生かし、地域の多様なニーズに対応していただけていると考えております。

先ほど述べましたとおり、令和4年度の活動団体は10団体となっております。近隣自治体の協働のまちづくり事業を調べたところ、団体数での比較となりますが、町では活発な活動を行えているものと考えております。

また、人数を増やしたい団体を広報紙などで紹介してはどうかとのことですが、広報紙では紙面に限りもあることから、ホームページ等で事業実績を掲載している自治体も見受けられますので、そのような方向で検討してみたいと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。今10団体ということで、今後活性化のために、また行政のほうでできることがあれば、検討していただければと思います。

次の質問です。助成金の上限額が現在20万円となっています。人数が増えて規模が拡大していくような団体が現れたときには、もっと費用を支援したほうがよい場合が考えられると思います。それについて必要性が認められるような場合には、上限の撤回ができるようになるとういと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

助成金については、団体を設立し事業開始に必要な事務経費などを対象とする協働のまちづくり推進団体設立支援事業助成金というものが上限額で5万円と、それと事業実施に必要な経費を対象とする協働のまちづくり事業助成金、こちらが上限額20万円となっております。

今年度助成金を交付している活動団体は10団体ですが、そのうちの2団体には、協働のまちづくり事業助成金を上限額の20万円交付しております。助成金の交付が20万円を超えるような団体が増え、事業内容としても上限額を大幅に超えるような事業が多く申請されるようになった場合には、上限額の変更等について検討していくことも必要かと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） 上限額については柔軟に対応していただけるということで、ありがとうございます。

次、現在協働のまちづくりのところで、飲食というのは対象になっていないようです。この点について、町民のコミュニケーションという点から考えますと、飲食というものも非常に重要な点ではないかと思えます。会合のときのお弁当代の負担を町で行うという、ちょっとその趣旨にそぐわないという点もありますが、コミュニケーションの活性化、それと組織の維持やモチベーションのアップということから考えますと、月に1回ぐらいでもいいので、今350円という話も聞いたのですが、ちょっと分からないのですけれども、1人500円とか1,000円ぐらいの支給を認めるわけにはいかないでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

飲食費については、事業の遂行や体調保全に必要な飲料費等を対象とし、宴会、飲酒等、事業の遂行に属さない飲食費は対象外としております。

現状、飲食費については、1日を通じた事業の遂行や体調保全に必要な弁当代として、1日350円を限度とし対象経費としているところでありまして、休憩時の水分補給用にペットボトルのお茶を購入したり、お昼を挟んだ作業時の昼食代の一部に充てたりなど、ご活用いただけます。そのことについては、申請団体には助成金の申請時及び助成金の交付決定時に周知をさせていただき、対応をお願いしているところであります。

金額については、上限350円と弁当代としては十分ではないかもしれませんが、飲食費については一般的に厳しい目で見られていることから、コミュニケーションの活性化、モチベーションのアップという面への期待もあろうかと考えますが、慎重に判断していきたいと思えます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。大体趣旨は分かりました。そういうのは必要である

と認めるところもありますが、なかなか理解は得られないという面もありますので、引き続き検討していただければと思います。

それでは、次の質問です。引き続き、コミュニケーションとして町民の活動についてです。先ほどは協働のまちづくりということで、町から助成金が出ている団体についてお話をしましたが、町内には助成金を受けていない趣味のサークルも存在しています。町民が集まるときに、例えば私は3区に住んでいますが、3区の人たちの集会というものがあっても、普通の方はなかなか参加しない傾向があるように思います。また、町外から転入してきた人は知り合いもいないので、余計に参加しにくいところもあるかもしれません。もちろんそういう集まりを増やしていくこともよいと思います。そして、それとは別に人が集まりやすいという点で考えると、趣味のつながりもよいと思います。オートバイや車などの乗り物、野球やサッカーなどのスポーツ、歌やテレビゲームなどもあるかもしれません。そういう趣味でつながるサークルを町として応援することで、町内のコミュニケーションが活性化される可能性はあるのではないのでしょうか。

それについての質問です。まず、そういう町内に存在している趣味のサークルについて本町のホームページで紹介したり、「広報ちよだ」などで取り上げていくのはよいのではないかと思います。町外から転入してきた人、私もそうですが、町内の人と仲よくなるには、趣味のつながりがあればスムーズではないかと思います。これについて検討していただくことは可能でしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

町内サークルの支援についてのご質問ですが、芸術文化の団体としては、文化協会所属の各種33団体が現在活動しております。スポーツ関係の団体としては、スポーツ少年団として6団体が現在活動しております。これらの団体については、町のホームページ上で紹介されており、事務局にお問い合わせいただければ、活動内容等もご紹介をさせていただきます。

それ以外にも、地区ごとに存在する趣味のサークルなど、役場が事務局になっていないサークルが多く存在しているものと思われます。現在の「広報ちよだ」では、熱中人として趣味などに熱中している方をご紹介しているページがあります。人を切り口として様々な趣味などに熱中している方を紹介しておりますので、そういったコンテンツを今後も有効活用していければと考えております。該当する方をご紹介いただければ、広報担当者からご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。できれば趣味を紹介して、そこからつながることができるような、連絡先はちょっとまずいかもしれないのですがけれども、何かそういうことがあると、ああ、あの人私と同じ趣味だと、ちょっと話ししてみたいなとか、あるいはNゲージですか、電車を家の中で走らせている方、ちょっと見に行きたいなとか、話をしたいなということもあると思います

ので、そういう趣味からつながるような仕掛けというか、そういうのも何か考えていただければと思います。

次の質問なのですけれども、これに関連して、趣味のサークルだけではなくて、各教室なども人が集まります。そのような人が集まるような集まり、いわゆるサークルのようなものを企画するとか、あるいは町民からどういうサークルがあれば参加するかという案を募集してみる企画もよさそうに思いますので、この企画案についての可能性についてはどのように思われているかをちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

町としては、教育委員会生涯学習係とスポーツ振興係を中心として、各種講座や教室を開催しております。多くの方に興味を持っていただけるような講座、教室を企画し、参加していただくことが大切なことだと思います。例えば今年の11月3日の千代田町功労者表彰式及び金婚のお祝いの式典でも、太鼓を披露いただいた千代田太鼓響友会は、千代田町民プラザで行われた和太鼓教室にて、太鼓に魅せられた参加者が教室終了後、自主的にグループを結成した団体であります。響友会は一例となりますが、町の講座や教室をきっかけとして活動する団体やサークルが自発的に出てくるのが望ましいと考えております。

そのためには、町が企画、開催する各種講座や教室が魅力的なものとなるようにしていければと考えておりますので、まずは情報収集しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。やはり趣味のつながりで、いろいろ町民の中でコミュニケーションも活性化していくと思いますので、引き続き検討のほうよろしくをお願いします。

次の質問は、同窓会への支援です。同窓会は、町民のネットワークの基本と言えるかもしれません。同窓会への参加は、まさしく町民のコミュニケーションとしてもよいものだと思います。それを継続していくために支援を行うことについての質問です。

実際に、幾つかの市や町で支援を行っている例があります。例えば福島県南会津郡南会津町では、25歳から35歳の方を対象に、幾つかの条件がありますが、1人当たり3,000円の参加費を支援しています。福岡県の大刀洗町でも、条件を満たせば1人1,500円、最大3万円までの補助をしています。ほかには、ざっと調べただけでも新潟県糸魚川市や兵庫県淡路市が同窓会への出席者への支援を行っています。あるいは、兵庫県の稲美町や北海道の福島町では、同窓会、親睦会について町のウェブサイトへの掲載を行っています。予算の関係もありますので、上限を決める必要があるとは思いますが、町民のコミュニケーションとしては有効ではないかと思えます。

また、開催場所を町内に限定することや、マイナンバーカードの発行や税金の自動引き落としを条件にすることなど、幾つかの組み合わせをするのもよいかもしれません。できれば中学の同じ学年だ

けではなく、先輩や後輩を交えた集まりにすると、コミュニケーションとしては強化されていくようにも思います。もし可能であれば、個人情報保護法などがありますので、同窓会の名簿を作りにくい点を考慮して、移住先の住所に同窓会の案内を町が代行して発送することなどもできればと思います。それはあまり現実的ではないかもしれませんが。

そういうわけで、本町で同窓会への支援に関する取組みを検討していただければと思うのですが、それについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

議員のご質問のとおり、同窓会への支援を行っている自治体は数多く存在します。群馬県内では、中之条町が中之条町同窓会支援事業補助金を交付して支援を行っているようです。全国的な状況をインターネットで調べてみたところ、1、同一の学校を単位とした同窓会で、2、出席者数が10名以上、3、町内で開催されるもの、以上の3つが主な支援の条件となっているようです。それ以外にも、同窓会において出席者に対してパンフレット配付や、アンケートへの協力を条件としている場合もあります。

同窓会は、議員のおっしゃられる町民同士のコミュニケーションの場として重要なだけでなく、他の自治体における支援の目的を確認しますと、キーワードとして郷土愛の醸成、定住人口や関係人口の増加、地域経済の活性化などが挙げられております。同窓会の開催は、町民のコミュニケーションや郷土愛の醸成などにつながるものと考えられますが、先ほどの協働のまちづくりへの質問で述べましたように、飲食費への補助は一般的に厳しい目で見られておりますので、同窓会への補助は難しいものと考えております。

町では、ふるさと納税を通じて、まずは群馬県千代田町を知ってもらうことで、ほかの自治体が同窓会支援の目的としている郷土愛の醸成や定住人口、関係人口の増加について、全国の方にアプローチしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。なかなか難しいかもしれないのですけれども、私は同窓会をやはり開催したほうが良いと思うのですけれども、こういう提案は議員からすると、ちょっと票を集めるのと思われがちなのですけれども、私の場合はこの町で同窓会やってもあまり意味ないので、私からだったら提案しやすい話だと思っていますので、これからもちょっと同窓会の支援については、何かあればお願いしていくことになるかもしれないです。

やはり消防の団員不足とか、いろいろな点で同世代だけでなく、上下関係のそういう話というのが集まるのを活性化していきたいと、恐らく町長とか皆さん、そういうところも思うところがあると思いますので、検討していただければと思います。

では、最後の質問になります。町民のコミュニケーションについては、参加型のイベントも良いと

思っています。以前トレジャーハントというイベントがありました。地方創生加速化交付金という国からの交付金を活用したものでした。あのときは、何人かの方からもうすぐ締切りだよと言われてたり、宝物のヒントを聞いたりしました。楽しいイベントでしたし、町民同士のコミュニケーションの活性化としても有効だったと思います。それから考えてみますと、町でイベントを主催することによって、町民のコミュニケーションの活性化が図れるということになります。

コミュニケーションの活性化のためのイベントとして考えてみますと、例えば5人1組で参加して応募することで食事券などが当たるといような、町民同士でお互いに声をかけ合う仕組みにしたり、コロナ禍の前にあった野球観戦ツアーやスキー教室などのようなイベント的なものもよいかもしれません。親子参加のグラウンドゴルフや上毛かるた大会など、いろいろと考えられます。いきいきサロンがよかったという人もいます。あるいは、町で畑を作って家庭菜園や果樹を育てる教室を行ったりすると、農業に興味がある方々の移住定住のきっかけになるかもしれません。また、そういう企画自体を公募してもいいかもしれません。

商工会では、令和4年度群馬県企画提案型地域経済活性化事業で採択されたスタンプラリーを実施予定と聞いています。ぜひ町民を巻き込んだ楽しいイベントを行うことで、町民同士が交流する機会を増やし、コミュニケーションの活性化を図るようと思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えします。

町では、国の地方創生加速化交付金事業を活用して、平成28年8月1日から10月10日にかけて、「千代田町魅力アップ・トレジャーハント、幻のユートピア千代田に隠された宝物を探そう」を開催しました。そして、このなかさと公園を情報発信拠点として、町内の魅力的な観光資源を周遊するトレジャーハントに参加してくれた方々を対象とした応募者抽せん会を10月23日開催のオータムコンサートと同時開催することで相乗効果を狙い、町への観光客入り込み増及び地域の活性化を目指しました。

当時の記録によりますと、イベントへの応募者数は1,210名、うち561名の方が町内の参加者となっております。また、ゼロから12歳までの参加者は529名となっており、親子でイベントに参加して楽しんでいただけたものと思われま

す。ご質問の中で、幾つか面白そうな提案をいただきましたが、現在コロナ禍で町主催のイベントの多くが中止になっており、なかなか町民を巻き込んだイベントを開催できずに心苦しい部分もあります。また、国の地方創生加速化交付金のような交付金も今はありませんので、トレジャーハントのような大規模なイベントの開催はなかなか難しいと考えております。

現在、町独自のイベントではありませんが、群馬県、栃木県及び両毛地域の11市町で構成する両毛広域都市圏総合整備推進協議会において、りょうもうグルメスタンプラリーを12月25日まで開催しております。これまでのシールラリーから変更し、スマートフォンを利用してスタンプラリー参加店舗

を巡って、店舗での食事または買物ごとにQRコードからスタンプをゲットし、各賞の抽せんに応募できるイベントとなっております。11月21日現在で1万人近い方が参加しており、町の参加店舗にも多くの方が訪れて、食事や買物をされており。町民の方々にもぜひご家族で参加していただき、楽しんでいただけるよう、イベントの周知を図ってまいります。議員の皆様で参加されていない方がいらっしやいましたら、まだまだ絶賛開催中でございますので、ご参加いただければと思います。

また、従来のシールラリー時分から、イベントに親子連れで参加されている姿を拝見しており、親子で参加できるようなイベントは、町が総合戦略で目指している関係人口、交流人口の創出といった観点からも、今後検討していくことが必要ではないかと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。イベントの告知もありがとうございました。やはり町民同士のコミュニケーションというのは、ずっと課題になっていくことと思いますので、引き続き考えていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（小林正明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日6日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前 9時35分）

○出席議員（12名）

1番	金子浩二	君	2番	橋本博之	君
3番	原口剛	君	4番	大澤成樹	君
5番	酒巻広明	君	6番	橋本和之	君
7番	大谷純一	君	8番	森雅哉	君
9番	川田延明	君	10番	高橋祐二	君
11番	柿沼英己	君	12番	小林正明	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	田島育子	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課 健康推進係長	佐藤陽子	君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔	君
建設環境課長	坂部三男	君
都市整備課長	荻野俊行	君
教育委員会 事務局長	森田晃央	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原弘明
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に関し、国ではオミクロン株対応ワクチンを予防接種法に基づく予防接種として位置づけ、接種を進めていく方針を打ち出しました。また、併せて、令和4年9月30日までとしていた接種実施期間を10月以降も延長し、令和5年3月末までといたしました。各自治体においては、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に向け、接種券や会場の手配等、準備を進めるよう求められておりましたことから、本町においても速やかに体制を整備するため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,237万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,551万3,000円といたしました。

歳入については、衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費として1,954万5,000円を、衛生費国庫補助金にはワクチン接種体制確保事業費282万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出では、衛生費、保健衛生費の予防費に新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費として、接種券作成のための電算業務委託料や予防接種委託料、人材派遣委託料などを追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第9号は原案どおり承認されました。

○承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第2、承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とした重点交付金が創設され、その交付額が内示されたことから、本町独自の支援策を6事業追加するとともに、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても円滑に給付を進めていくため、早急に予算の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度千代田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,662万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,213万8,000円といたしました。

歳入については、総務費国庫補助金に感染症対応地方創生臨時交付金として2,912万5,000円を、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金補助金として5,750万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出では、総務費、総務管理費の感染症対応地方創生事業費に、中小企業者原油等高騰対策支援事業や農業者原油等高騰対策支援事業、省エネ家電製品入替事業補助事業など5事業を追加し、教育費、

保健体育費の給食センター費では、保護者の給食費負担を増やすことなく、安定した給食を提供するため、給食材料費を追加いたしました。これら6事業がコロナ交付金の重点交付金分の事業となります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業では、昨今の物価上昇によって、家計への影響が大きい低所得者層である住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円が給付されることとなりましたので、給付金のほか、システム電算業務委託料や郵送料などを追加いたしました。

また、事業費9,617万5,000円に対して、歳入が955万円不足することから、歳出の予備費を減額して収支の均衡を図りました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 確認のために再度教えていただきたいと思うのですが、10ページの丸ポツです。中小企業者原油等、農業者原油等というのは、ガソリンとかの補助だということは文字から分かるのですが、次の介護及び障害事業所物価高騰対策支援事業と医療機関物価高騰対策支援事業とあるのですが、これは何を想定しているものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

介護及び障害事業所物価高騰対策支援事業につきましては、介護事業所の光熱水費や食事を提供しているところの食材費などが物価高騰により価格が上がっていることから支援を行うものでございます。

○議長（小林正明君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） 医療機関というの質問しているのですが。

○議長（小林正明君） 佐藤健康推進係長。

○健康こども課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えいたします。

医療機関物価高騰対策緊急支援金交付事業につきましては、今般のエネルギーと光熱水費等のエネルギーの価格上昇に伴い、医療機関等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するために行うものでございます。

○議長（小林正明君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） 医療機関というのは町内にあるお医者さんだと思うのですが、燃料とか食材が高騰しているというのは分かるのですが、医療機関というのは別に、町内には入院施設はございませんよね。例えば食事を提供しているわけでもありません。確かに燃料を使っていると言えば

燃料を使っているのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（小林正明君） 佐藤健康推進係長。

○健康こども課健康推進係長（佐藤陽子君） ご質問にお答えいたします。

町内の医療機関においては入院施設はございませんが、診療時間に電気代等光熱費はかかっておりますので、そういったことで支援するものでございます。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど私の説明にもありましたように、医療機関、福祉事務所も含めてですけれども、この辺も含めていきますと、電気、光熱費、もちろん入院施設はございませんけれども、お医者さんにおかれましては、もちろん電気、光熱費はかかるものであります。もし医療機関が非常に逼迫した経営状況になりますと、我々の生命、財産を守る立場から申し上げますと、医療機関にも補助をやっぱり出す必要がもちろんあるかということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 11ページの給食センター費ですけれども、国庫支出金ということで295万4,000円ということで、一般財源が96万8,000円、これについては物価高騰ということで補正を組まれて国の補助金がついたということなのでしょうけれども、これで十分賄えるということの確認なのですが、お願いいたします。

○議長（小林正明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの11ページの給食センター、内容的には給食の材料費ということで、この金額で賄えるのかというご質問かと思っておりますけれども、昨年度の決算額、昨年も学校のほうで学級閉鎖、学年閉鎖等ありました。その部分で食材費が支出していない部分があったのですけれども、昨年度の決算額と学級閉鎖等で不要となった食材費を鑑みまして今年の当初予算と比較したところ、不足としてはこちらに記載してあります392万2,000円が不足するであろうということで今回補正を組ませていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第10号は原案どおり承認されました。

○承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第3、承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本町の一般廃棄物に係る適正な処理並びにリデュース、リユース及びリサイクルの推進を図るため、整備を進めております、千代田町資源ごみ等拠点回収所について、西地区の建設場所が決定し、事業手続を進めていく上で、千代田町資源ごみ等拠点回収所の設置及び管理に関する条例において所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところであります。

改正の内容であります。第2条の表に、資源ごみ等拠点回収所の名称でありますちよだecoパーク西、所在地として千代田町大字鍋谷428番地の1、対象地域として町全域を追加し、併せて従前のちよだecoパーク東の住所についても所在地として、表記の統一をするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第11号は原案どおり承認されました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第4、議案第40号 千代田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第40号 千代田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、60歳を超える職員の任用に関する特例を設ける等の所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第40号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等について定めるものであります。

お手元の議案第40号の新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。左側が改正案、右側が現行条例となっております。

なお、本条例の改正については、国の制度に倣って改正を行いますが、本町において制度を利用する予定のない項目については一部説明を省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは初めに、1ページの中段、第1条でございます。この改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整備を行うものであります。

下段、第3条の改正につきましては、職員の定年を65歳とするものであります。

第4条につきましては、2ページをお願いいたします。60歳以降も管理職のまま勤務することができることを規定しておりますが、本町ではこの制度を利用する予定はありませんので、こちらの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に、3ページ下段の第3章として、管理監督職勤務上限年齢制を新設しております。その下の第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年の対象となる職を管理職手当の支給対象となる係長、課長補佐、課長の職とするものであります。

第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢、役職定年を60歳とするものであります。

4ページをお願いいたします。第8条につきましては、役職定年制による降任等を行うに当たって、遵守すべき事項、課長の場合、係長代理に降格というようなこととなりますが、範囲内の上位の職に降任させるなど、平等取扱いの原則などを定めるものでございます。

少し飛んでいただきまして、7ページをお願いいたします。中段、第4章として、定年前再任用短時間勤務職員の任用についてを新設しております。12条につきましては、60歳に達した日以後に退職をした者について、従前の勤務実績等により、定年前再任用短時間勤務職員として、当該職員の定年退職日相当日まで任用することができることを定めるものであります。

続いて、第5章、8ページをお願いいたします。上段、第13条につきましては、雑則として委任規定であります。

次に、その下の定年条例の制定時の附則の改正であります。定年に関する経過措置。附則第3項につきましては、定年に関する経過措置として、2年に1歳ずつ定年が段階的に引き上げられることを定めるものであります。

その下の情報の提供及び勤務の意思の確認。附則第4項につきましては、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思の確認をするよう努めることを定めるものであります。

次に、この条例の附則であります。こちらは議案書のほうをご覧いただきたいと思っております。まず、表紙をおめくりいただきまして、改正文をご覧いただきたいと思っております。まず、改正文を3枚めくっていただけますでしょうか。そうしますと、左のページの下段以降、附則の改正となります。施行期日、第1条につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めるものであります。ただし、定年引上げの実施のための職員への意思確認などの準備に関する規定につきましては、公布の日から施行するものであります。

次に、右ページ、中下段の第3条から第6条までにつきましては、定年の段階的な引上げ期間における経過措置として、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を定めるものであります。

まず、第3条では、定年退職した者を65歳までフルタイムで暫定再任用として任用することができることを。ページをめくっていただきまして、右側のページ中段、第4条では、同様にパートタイム短時間で暫定再任用として任用することができることを。次のページをお願いいたします。上段の第5条では、暫定再任用職員についての任期は1年ごとで、任期のない職員に転任することはできないことを。第6条では、暫定再任用職員の短時間勤務の職員への任用についてをそれぞれ規定しております。

下段、第7条では、移行期間中の基準日前後の定年年齢の取扱いを。右ページを見ていただきまして、第8条では、移行期間中の基準日前後の定年前再任用短時間勤務職員の取扱いをそれぞれ規定をしております。

下段、第9条では、職員が60歳に達する年度の前年度に60歳以後の任用及び給料に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思の確認をするよう努めることを定めるものであります。

最後に、最下段、第10条により、再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度を設けますことに伴い、千代田町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 千代田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第5、議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に準じ、職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員の給与に関する特例等を定めるものであります。

主な改正内容であります。60歳を超える職員の給料について、当分の間、60歳時の7割の水準とすること。また、この7割水準の適用を受け、かつ管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた職員に対して、当該年齢前の給料月額7割の水準になるように管理監督職勤務上限年齢調整額を支給することを規定するほか、再任用職員の規定が廃止されるため、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられること等に伴う文言の整備を行います。

最後に、附則において、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第6、議案第42号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第42号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行うものであります。

第1条関係の千代田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、管理監督職勤務上限年齢の創設に伴い、職名の整理を行います。

第2条関係の公益的法人等への千代田町職員の派遣等に関する条例の一部改正では、派遣することができない職員に、管理職のまま勤務延長している職員を追加します。

第3条関係の千代田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、再任用職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が設けられることに伴う文言の整備を行います。

第4条関係の千代田町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、懲戒処分の減給について、処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを規定しています。

第5条関係の千代田町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正では、降給の種類に、役職定年による降格を追加します。

最後に、第6条関係の千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、任命権者の報告を定める規定において、地方公務員法の引用条項を改め、提案するものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第7、議案第43号 千代田町個人情報保護法施行条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第43号 千代田町個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日からは、本町において法が直接適用されるため、現行の千代田町個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また条例で定めることとされている事項を新たに規定する千代田町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第43号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、改正後の個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、法の施行に関して必要な事項を定めた千代田町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

それでは、条例文のほうをご覧いただきたいと思います。まず、第1条では、この条例の趣旨として、法の施行に関して必要な事項を定めることを規定しています。

第2条では、使用する用語及び実施機関の定義を規定しています。実施機関の定義は、法に規定されているため、必ずしも条例で定義する必要はございませんが、条例を読む際に解釈誤り等が生じないように、改めて定義してございます。

第3条では、個人情報の開示請求に対しての手数料について規定をしております。開示自体は無料となりますが、開示情報の写しの交付時に係るコピー代や郵送料等の費用は自己負担となるよう規定をしております。

第4条では、本条例の改正や廃止をする場合等において、千代田町情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めることができるということを規定してございます。

第5条では、委任として、本条例に定める事項以外に定める必要がある事項につきましては別で定

めるということを規定しております。

次に、附則第1条でございます。施行期日を、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日、令和5年4月1日とすることを規定しております。

それでは、次のページをご覧いただきたいと思います。附則第2条では、旧条例である現行の千代田町個人情報保護条例の廃止について規定しております。

附則第3条では、経過措置について規定しています。第1条第1項では、旧条例廃止後も、そこで規定されていた個人情報の取扱いについての義務に関する規定の効力は消えないことと、その対象となるものを規定しております。

同条第2項では、旧条例廃止前に受けた開示請求について、廃止後も旧条例の規定のとおり対応することを規定しております。

同条第3項では、旧条例廃止前にした審査会への諮問について、廃止後も旧条例の規定のとおり扱うことを規定しております。

同条第4項では、旧条例における実施機関が廃止前に取得した個人情報のデータについて、廃止後に不当に提供した場合の罰則と、次のページ、上段を見ていただきますと、その対象となる者を規定しております。この規定している者は、委託を受けた者とか指定管理者という形になります。

同条第5項では、旧条例廃止後、前項に規定されている対象者が廃止前に知り得た個人情報について、不当に提供または盗用した場合の罰則について規定しております。

同条第6項では、第4項と5項の罰則についての規定は、町外で罰則対象となることをした場合も対象となることを規定しております。

最後に、附則第4条では、旧条例廃止前に個人情報を守る義務に違反し、処罰前に廃止となった場合、廃止前の旧条例の規定に基づいて処罰されることとなることを規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 千代田町個人情報保護法施行条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第8、議案第44号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第44号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、改正後の個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に施行されることにより、旧条例である現行の千代田町個人情報保護条例が廃止されることに伴い、法及び旧条例の規定を引用していた条例の規定の整備を行うものであります。

第1条関係の千代田町個人情報公開条例の一部改正では、引用している法律等の改正を行うものであります。

第2条関係の情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正では、第2条の設置規定及び第7条の審査会の調査権限において、引用している法律等の改正に伴い文言の整備を行うものであります。

最後に、第3条関係の千代田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正においても、引用している法律等の改正のほか、文言の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい

て、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第9、議案第45号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第45号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町個人情報保護法施行条例において、個人情報保護規定を実施する機関から議会が除かれていることに伴い、議会における個人情報保護について、千代田町情報公開・個人情報保護審査会に諮問できるようにするなどの規定を整備するものであります。

審査会の設置に関し規定されている第2条では、新たに第5号及び第6号を加え、別途制定予定の千代田町議会の個人情報保護に関する条例に基づき、町議会からの諮問に応じることを規定しております。

審査会の委員についての規定となる第4条では、第2項で委員の任期を2年から3年へ改正いたします。これは、県の個人情報保護審議会の任期が3年になること、また重要情報を取り扱う委員の経験を重視することを踏まえ、改正させていただくものであります。

第7条では、別途制定予定の千代田町議会の個人情報の保護に関する条例に関して文言等の整備を行うものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第10、議案第46号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第46号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与の改定を行うとともに、議員及び特別職についても職員に準じた給与等の改定を行うため、関係する条例の改正を行うものです。

詳細については、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、議案第46号につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもありましたとおり、令和4年8月の人事院勧告及び同年10月の群馬県人事委員会勧告に準じて給与改定を行うものであります。本町におきましては、人事委員会が設置されていないため、例年人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告に準拠するとともに、近隣自治体の給与改定状況を参酌し、職員の給与の改定をするとともに、議員及び特別職についても職員に準じた給与等の改定を行っておりますことから、関係する条例の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の議案第46号新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。左側が改正案、右側が現行条例となっております。

まず、1ページの1条関係は、千代田町職員の給与に関する条例の一部改正となります。今回の人事院勧告等により、勤勉手当の支給月数の引上げを行います。第18条第2項第1号は、再任用職員以外の職員について0.1月を引き上げ、同項第2号は、再任用職員について0.05月引き上げるものであ

ります。

また、下段から次のページ以降、別表第1、給料表につきましては、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるため、給料表の改正を行うものでございます。

それでは、飛びまして8ページをお願いいたします。8ページの第2条関係ですが、先ほどの第1条関係で引き上げた期末手当の支給月数を来年度以降0.05月ずつ、年2回の支給で平準化をするものであります。今回は年末に0.1でありましたが、来年度からは0.05ずつ、6月と12月で均等に割り振るものでございます。

次に、9ページを見ていただきたいと思います。第3条及び10ページの第4条関係は、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正となります。第3条関係では、令和4年12月の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、第4条関係では、第3条で引き上げた期末手当の支給月数0.1月を来年度以降年2回の支給で平準化するものでございます。

続いて、11ページの第5条及び12ページの第6条関係は、千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正となります。先ほどの議会議員と同様に、第5条関係では、令和4年12月の期末手当の支給月数を0.1月引き上げ、第6条関係では、第5条関係で引き上げた期末手当の支給月数0.1月を来年度以降年2回の支給で平準化するものでございます。

それでは、議案書の改正文をご覧いただきたいと思います。一番最後のページをご覧いただきたいと思います。こちら附則についてご説明申し上げます。

附則第1条では、施行期日等の規定となります。同条第1項では、この改正条例は公布の日から施行することを規定しておりますが、ただし書で第2条、第4条及び第6条の規定については、令和5年4月1日から施行することとしています。これは、先ほどの0.1上げた分を来年度から6月と12月で2回に分けて平準化するという規定を来年の4月1日から施行という形になります。

同条第2項では、第1条の規定による改正後の千代田町職員の給与に関する条例、別表第1の職員給料表の規定は、令和4年4月1日から適用することを規定をしております。今回の給料表の改定は、今年の4月1日にさかのぼって改正ということになります。

それと、同条第3項では、改正後の給与条例第18条第2項、第3項の規定による改正後の千代田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用することを規定をしております。これは、今年度については12月の期末勤勉のほうで0.1月を引き上げるということの規定となっております。

附則第2条では、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすことを規定しております。ですので、給料表は4月にさかのぼりますので、こちらにつきましてはボーナス等も内払いということになりまして、12月末に差額分をまた改めて支給をするということになりますので、内払いという表記をしております。

最後に、附則第3条として、規則への委任規定を設けております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第11、議案第47号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第47号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の雇用の安定と賃金、労働条件の改善、確保のため、処遇改善について提案するものであります。国の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告により、常勤職員については、若年層の月例給の引上げを行うほか、勤勉手当の引上げが行われますが、会計年度任用職員の期末手当の支給月数が常勤職員より低い場合は、今回の改定により支給月数の見直しを求められております。本町においては、常勤職員に比べ会計年度任用職員の期末手当の支給月数が下回っている状況にあるため、来年度から年間で0.55月分の引上げを行うものであります。あわせて、通勤手当についても改正を行い、常勤職員と同様の算定とすることで、会計年度任用職員の処遇改善を図るものであります。

なお、施行期日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第12、議案第48号 千代田町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第48号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。これに伴い、千代田町税条例についても所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものであります。

主な改正内容ですが、個人町民税の改正では、住宅ローン控除の見直しとして、適用期間を4年間延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、借入れ限度額が上乘せとなるものです。

また、上場株式等の配当所得等に係る賦課方式では、所得税と個人住民税が一体として課税されることとされたことなどを踏まえた改正となります。

固定資産税では、登記事項証明書、固定資産課税台帳閲覧、または、記載事項証明書におけるDVの被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応の変更による改正等となります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、議案第48号 千代田町税条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から準じ施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

お手元の議案第48号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの表によりご説明をさせていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改正条文第1条に関する新旧対照表の1ページをご覧ください。最初に、18条の4となります。こちらは、法第382条の4、固定資産課税台帳の閲覧等の特例の新設に伴います改正となります。市町村長は、登記所から土地または家屋に係る登記簿上の情報の通知を受けた場合は、当該情報を固定資産課税台帳に記載しなければならないこととされており、その上で一定の者から請求があった場合には、当該固定資産課税台帳に記載された事項について閲覧証明書を交付することとなります。そのため、閲覧させる台帳や交付する証明書には登記所から通知を受けた登記簿上の住所が記載されます。先般、民法の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記事項証明書の交付により、登記記録に記録されている者の住所が明らかになることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、DV被害者等からの申出があったときには登記簿上の住所を記載せず、その代わりとなる事項を証明書に記載しなければならないこととされました。この措置が講じられたことに伴い、町においても閲覧等を通じてDV被害者等の住所が漏れないようにする必要があることから、法382条の4を新設し、町長が固定資産課税台帳等を閲覧するに供する場合や記載事項証明書を発行する場合において、課税台帳等に記載されている住所が登記所等に対してDV被害等の申出を行った者の住所であるときは、閲覧等をさせる際にDV被害等の登記簿上の住所の代わりに総務省令で定める事項を記載しなければならないこととしております。そのことに伴い、手数料を徴する納税証明書に当該証明書を含めるものでございます。

続きまして、第33条第4項となります。こちらは、法313条、所得割の課税標準、第13項の改正に伴う改正となります。上場株式等の配当における改正内容となりまして、個人住民税における課税方式を所得税と一致させるため、所得税において総合課税または申告分離課税の適用を受けようとする

旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り適用させることとするものです。

また、申告分離課税においても、所得税において申告分離課税の規定が適用された場合に限り申告分離課税を適用することとし、それ以外の場合は総合課税が適用されることとしました。

1 ページをめくっていただき、2 ページをお願いいたします。第33条第6項となります。こちらは、法第313条、所得割の課税標準、第15条の改正に伴う改正となります。上場株式等の譲渡所得における改正内容となりまして、特定株式等譲渡所得金額に対する課税方式についても同様に、所得税において申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り適用させることとするものです。これらの措置により、所得税と個人住民税の課税方式が一致することとなります。

次に、第34条の9は、法314条の9、配当割額または株式等譲渡所得の控除、第1項の改正に伴う改正となります。上記と同じく上場株式等の配当所得等について、総合課税または分離課税がある場合の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を確定申告書の記載によって行うものとなります。

続きまして、3 ページをお願いいたします。第36条の2となります。こちらは、法317条の2、市町村民税の申告等、第1項の改正に伴い、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備となります。公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が配偶者特別控除を受けようとするときは住民税申告書を提出しなければなりません。配偶者が所得税の源泉徴収対象配偶者の場合は除かれ、申告不要となります。今申し上げました源泉徴収対象配偶者には、個人住民税の控除対象配偶者に該当する配偶者と配偶者特別控除に該当する配偶者がいることから、このうちの前者である個人住民税の控除対象配偶者については、この規定から除外するものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。第36条の3の2となります。こちらは、法317条の3の2、個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書、第1項の改正に伴い、申告書の記載事項に自己と生計を一にする配偶者の氏名を追加してございます。この配偶者については、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下、配偶者の合計所得金額が133万円以下であるものに限ることとしてございます。退職手当等を有することにより、所得税法上は配偶者控除または配偶者特別控除の対象とならないものであっても、地方税法上は当該控除の対象となるものについて申告書に記載するよう規定したものでございます。これにより、既存の扶養親族に加え、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を判定する配偶者の所得金額の把握が可能となります。

続きまして、一番下の第36条の3の3となります。こちらについては、法317条の3の3、個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第1項の改正に伴い、申告書の提出義務者について、特定配偶者または扶養親族等を有するものとしてございます。特定配偶者は、所得割の納税義務者の自己と生計を一にする配偶者と定義されてございます。これは所得税法における源泉控除対象配偶者と同様の概念であり、これらのもののうち、退職手当等を有することにより、所得税法上の源泉控除対象配偶者に当たらないものであっても、地方税法上は申告書を提出するように規定した

ものでございます。記載事項についても、特定配偶者の氏名を追加してございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちら分離課税に係る所得割の納入申告書にOCR処理用納付書を使用する市町村が該当するため、本町が該当となります。OCRとは、収納で使っている納付書を読み込むものでございますが、その納付書を読み込む際に、指定の納付書以外のものでも読み込めるよう改正をするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第73条の2、73条の3について、法382条の2、固定資産課税台帳閲覧の改正及び法382条の4、固定資産課税台帳閲覧等の特例の新設に伴う規定の整備となるほか、法382条の3、固定資産課税台帳に記載される事項の証明書の交付の改正となります。最初に説明した納税証明書以外の固定資産課税台帳の閲覧並びに記載事項証明書の交付手数料につきましても、法382条の4の規定により、固定資産課税台帳の住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを閲覧、もしくは証明書の交付に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正となります。

続きまして、附則第7条の3の2の改正でございます。法附則第5条の4の2第5項の改正に伴う改正となります。こちらの改正につきましては、住宅借入金等特別控除の延長見直しによるもので、国税において住宅ローン控除の適用期限を4年延長することされたことに伴い、個人住民税においても、平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の住民税に限り、所得割の納付義務者が前年度の所得税につき租税特別法第41条または41条の2の2の規定の適用を受けた場合において所得割額から控除するものとするのでございまして、適用期限の延長に対応してございます。

続きまして、8ページの附則16条の3、第2項につきましては、法附則第33条の2第6項の改正に伴う改正でございます。上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものでございます。

続きまして、9ページの附則第17条の2の第3項については、法附則第34条の2第6項の改正に伴う改正です。引用条項の削除に伴う規定の整備となります。

附則第20条の2第4項については、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10項の改正に伴う改正でございます。申告方式の選択に係る規定の整備となります。

続きまして、10ページをお願いいたします。第20条の3第4項について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第13項の改正に伴う改正で、申告方式の選択に係る規定の整備となります。

続いて、11ページの附則第20条の3第6項について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第15項の改正に伴う改正となります。同様に、申告方式の選択に係る規定の整備となります。

続きまして、附則第26条については削除となりますが、これは法附則第61条、新型コロナウイルス

感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第3項及び第4項の改正に伴う改正となります。
住宅借入金等特別税額控除の延長見直しによるものでございます。

続きまして、13ページの改正条文第2条に関する新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらについては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者に、特定配偶者所得税の源泉控除対象配偶者に該当するものであって、個人住民税の分離課税の対象となる退職所得を有する者、または扶養親族を有する者を追加することに伴う規定の整備となります。

最後に、議案書のほうにお戻りいただきまして、後ろのほうになりますけれども、附則といたしまして、施行期日については、令和5年1月1日から施行するものとしますが、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとします。また、附則第2条、納税証明書に関する経過措置、附則第3条、町民税に関する経過措置、第4条、固定資産税に関する経過措置については、それぞれ記載のとおりとなります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第13、議案第49号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第49号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子供、重度心身障害者、母子父子家庭等、一定の要件を満たす方の医療保険の自己負担額を支給することにより、健康管理の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的として実施している福祉医療費支給事業について、来年4月より子供の支給対象範囲を高校生世代まで拡充するため、本条例の改正を行うものであります。この改正により、子育て世帯の負担軽減と子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう、子育て支援や少子化対策にもつながるものと思います。

また、館林市、邑楽郡1市5町で対象範囲を拡充することにより、地域全体で福祉医療制度や子育て支援策をアピールすることで、将来的な移住、定住の促進を図りたいと考えております。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第49号につきまして、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にありましたが、福祉医療費の支給対象者につきましては、子供、重度心身障害者、母子家庭等、一定の要件を満たす方が対象となっております。子供の支給対象は、入院、通院ともに中学校卒業までの子供、入院費用については高校卒業までの子供となっており、新たに高校生世代の通院費を加え、支給対象範囲を拡充することで、さらなる子育て支援や少子化対策として福祉の向上を図るものでございます。

お手元に議案第49号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきましてご説明を申し上げます。表の右側が現行、左側が改正案となっております。

1 ページの第3条第1項第1号をご覧いただきたいと思います。15歳を18歳に改めるものとなっております。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、つまり高校生世代までの入院費及び通院費について支給対象範囲を拡大するものでございます。

次に、同項第2号につきましては、高校生世代の入院費のみの支給対象となっていたものを削除することに伴いまして、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものとなっております。

この改正に伴いまして、2ページ以降にあります第6条及び第7条第3項につきましても、号ずれによる改正をするものでございます。

続きまして、改正案の第3条第1項第2号、ウ及びエにつきましては、子供の対象範囲を高校生世代まで拡大したことにより、身体障害者3級に該当する障害を有する18歳未満の児童及び療育手帳B判定の18歳未満の児童について改正をするものでございます。

2ページをお願いいたします。次に、改正前の第4条第4項、次のページの第7条及び第9条から第14条におきまして、第3条第1項第2号で高校生世代の入院費のみの支給対象を削除したことに伴い改正するものでございます。

続きまして、5ページの千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表第2条関係をご覧ください。こちらは、令和5年8月1日からの施行の規定でございますが、先ほど説明しました高校生世代の入院費のみの支給対象を削除したことに伴い、号ずれによる改正をするものでございます。

最後に、議案書をご覧くださいまして、附則でございますが、この条例の施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 質疑というより町長にご提案なのですけれども、ようやくの思いで、中学生まで窓口負担がマル福のカードでもってなかったのですが、高校生までということで、これは我々議会としても要望してきたことなのですけれども、一つ、地の利を考えると、例えば東毛地区というのは、北は栃木県で南は埼玉県、東に行くとならぬ茨城県もあるのですが、特にこれの使い勝手と申しますか、群馬県内の医療機関にお子さんがかかった場合というのは窓口負担がないのですけれども、例えば千代田町の方がお隣の熊谷市に行った場合というのは窓口負担をした上で、その領収書でもって千代田町の担当する課に行って還付してもらうという形なのですけれども、ぜひとも町村会なり県なりで県との連携をしていただいて、よその県に行ったときも、近隣、例えば館林市も邑楽町も接していますので、その辺窓口負担がないような、陳情といいますか、そういうのをぜひやっていただいて、システムの問題というのが一番問題だと思うのですけれども、その辺をお願いしたいかなと思うのですが、町長のご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） この件に関しては、先日の館林邑楽郡の首長間の定例会において意見が皆さんで一致しました。取りあえず館林邑楽郡という医療圏が同じなのです。太田はまたちょっと違うのですけれども、厚生病院を中核病院として医療圏が同じと。そんな中で皆さんが一致した。それで、医療費18歳以下も無料にしていこうではないかということで一致しました。更に、そのときもお話が出たのが、ここは、例えば栃木県と熊谷、場合によっては向こうの茨城と、こういう医療圏も場合によってはあるよねという話が出ています。御存じのとおり、今群馬大学を中心に、埼玉県との県境を払いながら、システムとかいろんな部分で今行っているわけです。医師不足の関係もございまして、その辺も含めた中で、我々ももちろんその話を知事にお話をした経緯もございまして。また、今月も、日にちは忘れましたが、二十幾日かに知事と直接行き会って、ほかの県も含めて話をするこ

になっていますので、以前知事のほうにも、ここは両毛圏というのがあるのだと。全国でここだけだということで、車で30分行けば医療圏もあるし、観光もあるし、いろんな部分があるのですよというお話をしたこともございます。そんな中で、知事のほうも分かりましたというお話は、分かりましたというのは今言った話ではなくて、ここは両毛圏というエリアの中で、全国でもここだけですという話をしたことがあります。それについて分かりましたということだったのです。それと、今群馬県の町村会のほうも、ぜひこれは18歳未満のお子様の医療費を無料にしてくれと、要望を町村会のほうからも出しております。市長会のほうからも出ております。将来的にはそのような方向に、全市町村がそのような形になっていくのかなというふうに私は考えているのですけれども、今議員が述べたように、ぜひこのエリアを広げていきたいなと、このように考えています。

以上です。

○議長（小林正明君） 大谷議員。

○7番（大谷純一君） たまたまこの辺は足利の病院に行ったりどうしたりというのが県をまたいでかかる。親の都合だったり、いろいろあると思うので、ぜひともその辺が使い勝手が少しでもいいように、システムの改修等、県をまたいで県なりに要望していただいて、町民、住民が暮らしやすいようにしていただければと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時45分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時31分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（小林正明君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第14、議案第50号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第50号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,427万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,641万4,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、障害者福祉費の事業費の見直しにより、国庫支出金及び県支出金をそれぞれ負担割合ごとに増額いたします。

財産収入では土地建物売払収入を、寄附金では指定寄附金をそれぞれ実績に基づき追加いたします。

諸収入においては、前年度の後期高齢者医療、療養給付費負担金が確定しましたので、精算返還金を追加いたします。

次に、歳出ですが、総務費では、マイナンバーカードの申請が好調なため、取得推進に係る費用やマイナポイント設定支援業務委託料などを追加いたします。

民生費では、障害者福祉費において、利用者の増加に伴う給付費の追加と、医療福祉費においては、医療福祉費の支給対象年齢拡大のためのシステム改修委託料を追加いたします。

農林水産業費では、用排水路等整備事業が不足見込みであるため、追加いたします。

消防費では、防災行政無線支局のアンテナ及びバッテリー交換推奨期間の経過が判明したため、早急に修繕いたしたく追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） 議案第50号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明があったとおりでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は、第2表の債務負担行為補正で定めておりまして、5ページをお願いいたします。債務負担行為は、地方自治法に基づき、時年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額について設定するものです。令和5年度事

業を年度当初より速やかに実施するため、表に記載の事業について、令和4年度中の入札執行を予定しておりますが、入札は令和5年度の予算執行行為であることから、その根拠として債務負担行為の設定を行うものです。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたしますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の2節では、未就学児均等割保険税負担金を30万円追加いたします。これは、国民健康保険の未就学児の均等割分が軽減されることになりましたが、事業費の2分の1が国から交付されるものです。

その下、3節障害者自立支援給付費負担金では、訓練等給付費負担金を495万円追加、5節の障害児施設措置費等負担金については105万円を追加いたしますが、これは利用者数や利用数の増加による事業費増が主な要因であり、事業費の2分の1が国から交付されるものです。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金16万4,000円を追加いたします。これは、歳出の4款衛生費で説明いたしますが、コロナワクチン接種の予約システム改修に係る負担金の全額を受け入れるものです。

下段の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の2節の未就学児均等割保険税負担金、3節の訓練等給付負担金、6節の障害児施設措置費等負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様の理由により増額するものです。補助率は4分の1となります。

11ページ、12ページをお願いいたします。中段の2項県補助金、1目総務費県補助金の3節に地域振興調整費補助金31万6,000円を追加いたします。これは、オリジナルマスコットイルミネーション製作に当たり、当補助金の交付が決定したため、対象経費の2分の1を県から受け入れるものです。

4目農林水産業費県補助金では、「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業費補助金を200万円追加いたしますが、これは農業の担い手や経営体の育成を目的とした農業用機械や農業用施設導入に対する群馬県の補助事業となりますが、1件採択されたために増額するものです。補助率は10分の10となります。

ページをめくっていただきまして、13、14ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金では、基金の運用管理の一部見直し等による歳入追加が見込まれるため、合計で469万7,000円を追加いたします。

その下、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、都市計画道路延伸に係る代替地など、土地売払収入を実績により619万8,000円追加いたします。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、図書館寄附金を10月に1件受け入れましたので、20万円を追加いたします。

おめくりいただきまして、15、16ページをお願いいたします。20款諸収入、5項3目雑入に910万1,000円を追加いたします。このうち、902万1,000円につきましては、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による返還金となります。

17、18ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

なお、ほとんどの項目におきまして職員等の人件費の補正を行っておりますが、人事院勧告に基づく給与改定等となりますので、よろしくをお願いいたします。

また、各施設において光熱水費の追加計上がございますが、これは押しなべて電気料金の見直しによる増額となりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、17節備品購入費では、町長室及び応接室等の応接セットが経年劣化により傷みが進み、来客対応に支障を来しておりますので、買換え費用として165万円を追加いたします。

19、20ページをお願いいたします。4目財産管理費、10節需用費では、消耗品やトナー、コピー用紙などの値上がりにより、予算不足が見込まれるため、100万円を追加し、14節工事請負費では、屋上防水工事追加のため、50万円を追加いたします。

24節積立金では、基金の運用管理の一部見直し等により、歳入が見込まれる利子469万7,000円について、各項目別に積み立ていたします。

7目防犯対策費では、防犯対策事業において、工事請負費15万円を追加いたしますが、これは現地調査により防犯カメラを増設するためのものです。

その下、8目交通安全対策費では、交通安全施設整備事業に132万4,000円を追加いたします。これは、行政区や警察からの要望を受けまして、道路反射鏡及び道路標示を補修ないし設置するための工事となります。

21、22ページをお願いいたします。11目まち・ひと・しごと創生事業費では、申請件数が伸びておりますので、移住者住宅取得費等補助金を350万円追加し、13目感染症対応地方創生事業費では、長引くコロナ禍において自宅療養者等物資支援の需要が増えていますので、62万円を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、23、24ページをお願いいたします。3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費では、住民基本台帳ネットワーク事業に806万5,000円を追加いたします。これは、マイナンバーカードの普及促進を目的に、取得者に商品券を配布いたしますが、申請状況が好調なため、需用費を増額し、またマイナポイント設定支援を充実させるために業務委託料を追加するものです。

25、26ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に扶助費1,200万円を追加いたします。これは、利用者や利用日数が増加しているため、各事業費を追加するもので、国、県より事業費の約4分の3が負担金として交付されます。

4目医療福祉費では、委託料110万円を追加いたします。これは、福祉医療事業の対象年齢拡大に伴うシステム改修費となります。

飛びまして、29、30ページへお進みください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費では、2つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業に予約システム負担金16万4,000円を追加いたします。これは、乳幼児用ワクチン接種の追加等に係るぐんまワクチン接種LINE予約システムの改修費用でございます。

31、32ページをお願いいたします。2項清掃費、1目塵芥処理費では、太田市外三町広域清掃組合負担金を2,233万3,000円減額し、2目し尿処理費では、館林衛生施設組合負担金を1,058万3,000円減額いたします。これは、どちらも当該組合において補正予算により減額となりましたことから、それぞれの負担金について減額するものです。

33、34ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、一般経費に「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助金200万円を追加いたします。これは、歳入でもご説明しましたが、県の補助事業であり、1件分の補助金を町の予算を通して補助するための補助金となります。

その下、5目農地費では、農地整備事業に891万円を追加いたします。これは、農業用排水路及び農道整備工事費においては不足が見込まれるため、100万円を追加し、利根加用水地区水利施設保全事業負担金においては、令和4年度の負担金額791万円を追加するものです。

下段の7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、2つ目の丸、観光振興事業において、消耗品費71万円を追加いたしますが、これは「みどりちゃん」と「樹里ちゃん」のイラストの入った白いビニールバッグが残り少なくなりましたので、新しく作成するための費用や、都内での物産展で好評だったガチャガチャを今後も展開していくために、カプセルや商品を購入する費用となります。

次に、業務委託料に22万円を追加いたしますが、これは前回の桜祭りでも好評だったなかさと公園内の桜ライトアップを30本から50本に増やし、イベントを、更には町を盛り上げるための費用となっております。

また、利根川河川敷に専用看板を設置いたしますが、併せて境界ぐい設置工事が必要となりましたので、看板作成手数料から工事請負費へ予算組替えを行うとともに、増額いたします。

おめくりいただきまして、35、36ページへお進みください。下段となりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、行政区から道路補修等の要望があった場合の雑工事費の不足が見込まれることから、200万円を追加いたします。

飛びまして、39、40ページをお願いいたします。下段の9款消防費、1項消防費、4目災害対策費では、防災行政無線の屋外支局アンテナの修繕5基分及びバッテリー交換16局分を行いたく計上するものです。

41、42ページをお願いいたします。下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、3つ目の丸、学校管理運営事業に、次のページへ続いておりますが、施設改修工事費181万7,000円を追加いたします。これは、今年度4つ予定しております改修工事のうち、残っている2つについて、物価

高騰により工事費が不足することが見込まれるため、増額するものです。

45、46ページをお願いします。4項社会教育費、4目図書館費では、指定寄附金20万円をいただきましたので、図書購入費へ同額を計上いたしました。

5目町民プラザ費の町民プラザ施設管理事業では、機器補修工事費を133万1,000円追加いたします。これは、浄化槽に2台設置された曝気ブロワーのうち、1台が経年劣化により故障し、残り1台で稼働している状況ですので、速やかに設置工事をいたしたく追加するものです。

47、48ページをお願いします。表の中ほどになりますが、5項保健体育費、3目総合体育館温水プール費の総合体育館温水プール管理運営事業、こちらに燃料費184万5,000円を追加いたします。これは、温水プールで使用している重油代が値上がりしておりまして、予算に不足が生じるための追加となります。

その下の総合体育館温水プール施設管理事業では、備品購入費43万8,000円を追加いたします。これは、アリーナに床保護のためシートを敷くことがあります。片づける際に使用しますフロアシート巻取り機が故障しているため、買い換えるための費用となります。

最後に、14款1項1目予備費を17万円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

次のページ以降は、給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柿沼議員。

[11番（柿沼英己君）登壇]

○11番（柿沼英己君） 24ページなのですがすけれども、マイナンバーカードが増えているということなのですがすけれども、これについては尾身総務副大臣のほうで、交付率が全国平均を下回ると交付金の額を減らしますよというお話がありました。これについて確認をいたします。千代田町のマイナンバーカードの取得率、こちらのほうが全国平均にいつているのかどうか、その点を確認いたしたいと思えます。

それから、最後にお話がありました、重油代が上がっているということで、温水プールの補正ということなのですがすけれども、これについては将来的には利用料というのに受益者負担の関係で上げていかざるを得ないかと思うのですがすけれども、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付率でございますが、令和4年11月末現在のものとなります。全国平均が53.9%でございます。群馬県の平均でございますが、47.6%となっております。

続きまして、千代田町の交付率でございますが、48.3%となっております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 森田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（森田晃央君） ご質問にお答えいたします。

温水プールの重油代を補正で上げさせていただきまして、現在、説明もございましたとおり、燃料費のほうが高騰しております、当初予算ではなかなか追いつかないということで補正を上げさせていただいたのですが、それに絡みまして利用者の受益者負担ということなのですけれども、温水プールに限らず、今後施設の利用料金等も調査検討させていただきまして、今後増やすのかどうかというのを検討させていただいて、またご提案させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小林正明君） 柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） マイナンバーカード、昨日も役場のほうに窓口が来ていまして、マイナンバーカードの取得を促して、補助してやっているという努力が見えるわけなのですけれども、いずれにいたしましてもあと全国平均、千代田町の場合、お話聞きますと、あと5、6%、この辺は何とかしなくてはいけないと思うのですけれども、その辺の抜本的な対策があるのかどうかお聞きします。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

今後の対策といたしましては、今回補正予算のほうに上げさせていただきました窓口のほうを3月いっぱいまで開設をさせていただきまして、マイナンバーカードにつきましてはそちらで対応をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員のほうから最初の質問のときに、ある国会議員が、当時の総務大臣だったのですけれども、マイナンバーカードについて、これを各自治体に交付税措置でマイナンバーカードの普及率をというお話を地方か何か行ったときに記者に囲まれてした経緯があるのです。これはすぐに取消しまして、強く市長会、町村会のほうも抗議をしております。マイナンバーカードの普及率に合わせて交付税措置を取ると、このようなお話は、これは当時の総務大臣が、やめた方ですけれども、その方がそういうお話をしたという経緯はあるのですけれども、それはない話だというふうに捉えております。

また、2問目の質問で、これからマイナンバーカードの普及率を増やしていくということで、職員はじめ議員さんにも区長さんにも至るところでお話をしております。更に、一般の方々にもマイナンバーカード、先ほど説明が須永課長からあったように、これから普及率に努めていくと。町とすれば

2,000円のポイントでなくて商品券を付与していくというような状況もつくっていております。入って右側の入り口、ちょうどロビーのところに、あそこに何名かの人員を置いてローテーション組みながら、あそこのところで来た方にも促しながら、それでマイナンバーカードの促進に努めているところでもあります。

以上です。

○議長（小林正明君） 柿沼議員。

○11番（柿沼英己君） マイナンバーカードの普及でご努力されているということなのですが、ぜひともPRですか、役場に来ると補助していただけるというようなことをもっとPRしていただくほうがいいと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞きます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

PRについてですが、ワクチン接種会場のほうで、今月より役場のほうで特設会場を設けているということで周知を現在始めたところでございます。また、県のほうでも商業施設等で申請窓口を設置しておりまして、そちらのチラシのほうも配布をしたところでございますので、今後もあらゆる周知方法を、考えられるものやっけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 34ページの観光振興事業ということで、都庁のほうでガチャが好調だったということで、その辺を今後展開していきたいというお話だったのですが、この辺について運用だとか管理だとか、その辺をもう少し具体的に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） オリジナルガチャについてのご質問でございますが、近年、地域の名所や名物をカプセル入りのキーホルダーや玩具などに商品化したご当地ガチャが人気を呼んでおります。地元の町をテーマに売り出し、販売実績が計10万個を超える超大ヒットになった自治体もあるというようなことを聞いております。本町では、過日、都庁における物産展におきまして、レンタルのガチャマシンを利用いたしまして、また販売するカプセルの中身や陶芸の陶遊会に作成していただいた箸置きを入れまして実施したところ大好評を得たという実績がございます。このたびガチャマシンの本体とカプセル、またガチャの商品代を計上させていただいたものでございます。

今後の利用方法でございますが、名称につきましては、千代田町のガチャガチャとして親しみを込めて呼称してもらうためにちよガチャと命名いたしまして、基本的な設置場所につきましては、あく

までも現在の予定でございますが、庁舎内の例えば会計課の窓口だとか、あるいは産業観光課の窓口
に設置したいというふうに考えております。

なお、町主催のイベント等におきまして、その会場に移動して特設設置もしたいというふうに考
えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 丁寧な説明ありがとうございます。ちよガチャということで期待しています。
私も観光地ですとかいろんな地域に行くと、最近ガチャがはやっているなというふうに感じていま
した。ぜひとも、都庁のとき私たちが議員で視察したときは好調で売り切れているという話も聞きま
したので、今後に期待していきたいなというふうに思います。

設置場所に関しては庁内という形で、観光課だと奥になるので、できれば目立つところでやってい
ただければなということで、あとはぜひともイベントのときには出向いて設置したいという話も聞き
ましたので、本町のPRにつなげていければなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願
いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに
賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第15、議案第51号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第51号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,553万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,737万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、県支出金において、保険給付費等の支出見込みに基づき追加いたします。

繰入金では、職員人件費の見直し及び未就学児の均等割保険税における軽減措置に伴い追加するものであります。

歳出では、総務費において、職員人件費の見直しにより追加をいたします。

保険給付費では、給付費の支出見込みに伴い追加するものであります。

また、諸支出金については、過年度の保険給付費等交付金特別交付金の確定に伴い、返還金を追加いたします。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） 議案第51号につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書、7ページ、8ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、歳入ですが、4款1項1目の保険給付費等交付金につきまして、1節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、被保険者の療養給付費、療養費及び高額療養費等に係る全額分を受け入れるものですが、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の支給金額の増加に伴いまして、1,463万円を追加するものです。

2節の保険給付費等交付金（特別交付金）では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の増額に伴いまして追加をいたします。

次に、6款1項1目一般会計繰入金ですが、3節の職員給与費等繰入金では、職員人件費見直しにより、15万5,000円追加するものです。

7節の未就学児均等割保険税繰入金では、未就学児の均等割保険税の軽減措置といたしまして、均等割保険税の5割を公費負担するもので、60万円を追加し、一般会計より繰入れをするものです。

続きまして、歳出ですが、めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

初めに、1款1項1目の一般管理費では、職員人件費15万5,000円を追加いたします。

次に、2款1項の療養諸費及び、1枚めくっていただきまして、2項の高額療養費ですが、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の不足が見込まれるため、追加をさせていただくものです。

続きまして、2款6項1目の傷病手当金では、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきまして、不足を生じたことから増額をいたします。

8款1項3目の一般被保険者償還金では、保険給付費等交付金特別交付金におきまして、前年度の確定に基づき、27万1,000円を追加いたします。

13ページ、14ページをお開き願います。9款予備費では、収支の均衡を図るため、増額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 令和4年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第16、議案第52号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第52号 令和4年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から213万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,202万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については、2款の繰入金において、保険基盤安定繰入金の確定に伴

い減額いたします。

3 款の繰越金では、令和 3 年度の繰越金の確定により減額いたします。

4 款の諸収入ですが、令和 3 年度後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を追加いたします。
歳出では、2 款の後期高齢者医療広域連合給付金において、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定したことにより減額いたします。

3 款の諸支出金では、先ほど歳入の諸収入で受け入れた後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものです。

また、4 款の予備費を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 令和 4 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第17、議案第53号 令和 4 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第53号 令和 4 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万1,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ10億6,019万6,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険給付費の法定負担割合ごとに、国・県支出金、一般会計繰入金等を追加いたします。

また、職員人件費の財源として、一般会計繰入金を追加するものであります。

歳出については、総務費及び地域支援事業費において、人件費を追加するほか、保険給付費を支出見込みにより追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第18、議案第54号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第54号 令和4年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,650万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、第5款繰入金に、職員人件費の財源及び収支の均衡を図るため、

一般会計からの繰入金 6 万 1,000 円を追加いたします。

第 6 款繰入金では、令和 3 年度の繰入金が確定いたしましたので、322 万 8,000 円を追加いたします。
歳出では、第 1 款総務費において、職員人件費の不足が見込まれることから、6 万円を追加いたします。

第 4 款諸支出金では、先ほどの歳入でありました令和 3 年度の繰越金を一般会計へ繰り出すため、322 万 9,000 円を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 54 号 令和 4 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第 54 号は原案どおり可決されました。

○同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第 19、同意第 5 号 千代田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長には、審議が終了するまでご退席をお願いします。

[会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君）退席]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第 5 号 千代田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

て、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有するもののうちから、議会の同意を得て固定資産評価員を選任するものであります。

税務会計課長の茂木久史氏は、固定資産税賦課を含めた税務部門と会計部門の担当課長として、知識及び経験を有していることから適任者でありますので、評価員として選任いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

退場中の茂木税務会計課長に対し、入場されるよう書記に連絡いたさせます。

〔会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君）入場〕

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長に申し上げます。

ただいま千代田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、これを同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第20、発議第3号 千代田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、川田議員。

[9 番（川田延明君）登壇]

○9 番（川田延明君） 発議第 3 号 千代田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和 5 年 4 月から民間行政機関の独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、各自治体の条例による個別のルールではなく、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールが適用されることになりました。地方公共団体の執行機関には、今回の法律改正により、新保護法の規定が直接適用されることとなりますが、地方議会は国会と同様、改正法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされています。現行の千代田町個人情報保護条例では、議会も個人情報を適切に取り扱うべき実施機関とされており、新保護法の施行後も引き続き自律的な措置を講じる必要があると考え、新たに千代田町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 3 号 千代田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、発議第 3 号は原案どおり可決されました。

○次会日程の報告

○議長（小林正明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから 8 日まで休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、8日まで休会といたします。

なお、7日水曜日は午前9時より文教民生常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において開会いたしますので、よろしく願いいたします。

○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時46分）

令和4年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月9日（金）午前9時開議

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	柿沼	英己	君	12番	小林	正明	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	田島育子	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課 健康推進係長	佐藤陽子	君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井稔	君
建設環境課長	坂部三男	君

都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 教務局長	森田晃央君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原弘明
書記	森田真緒
書記	大川智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（小林正明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） おはようございます。令和4年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月5日から本日までの5日間にわたり、補正予算の条例改正など、ご提案申しあげました全ての案件につきまして慎重なるご審議を賜り、原案どおりご決定くださいましたことに厚くお礼を申し上げます。

早いもので今年も残り3週間余りとなり、今年を振り返りますと、2月にはロシア軍によるウクライナ侵攻があり、5月には沖縄復帰50年を迎え、7月の衆議院議員選挙期間中に安倍元首相が銃撃され、亡くなる事件が発生し、その後国葬が執り行われるなど、多くの出来事がありました。そして、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢など、様々な要因が重なり物価上昇が引き起こり、我々の日々の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。町といたしましても、厳しい状況にある法人や個人事業主に対して支援金などの対策を講じておる次第であります。

本町においては、4月に町政施行40周年を迎え、それに伴う各種記念事業の実施や6月には千代田

町第二工業団地分譲契約の締結、7月に館林市を含めた邑楽郡5町及び館林市とサントリー株式会社との連携包括協定の締結、8月には川せがきにおいて、全長2キロメートルにわたり20か所から希望の打ち上げ花火を実施し、コロナ禍だからこそ実施できた花火であったと思います。

また、4月23日に発生した知床遊覧船の事故を契機とした国の安全対策における一連の取組みにより、9月21日に関東運輸局から赤岩渡船の運航に対しまして行政処分を受けました。利用者の命を預かっていることを再認識するとともに、再発防止に努めてまいります。

11月19日にはマナベインテリアハーツ群馬千代田店がオープンし、町内外から多くの方々でにぎわいを見せております。

ほかにも10月末に議員各位にお世話になりまして、群馬県選出の国会議員をはじめ、関係者の方々を訪問し、利根川新橋の要望活動を行いました。その節は大変ありがとうございました。

そして、2月に千代田町名誉町民で千代田町長でありました襟川幸雄様、9月には前千代田町長の大谷直之様をご逝去され、これまでのご功績に敬意を表するとともに、お二人のご遺志を受け継ぎ、町政運営に邁進してまいります。この場をお借りして、ご冥福をお祈り申し上げます。

なお、年明け1月22日には、千代田利根川おもてなしマラソンを3年ぶりに開催する予定であります。議員各位にもいろいろとお世話になりながら、参加される皆様をおもてなししたいと考えておりますので、お力添えを賜りたいと存じます。

今年は、飛躍の「躍」という漢字を胸に刻みながら、各種事業や課題に取り組んでまいりました。今まで培った事業へ付加価値をつけたり、意識改革を進めながら、引き続き全庁一丸となって町政運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、年の瀬も間近になり、寒さも日々増しております。議員各位には今後の議員活動にお励みいただくとともに、健康に十分ご留意され、引き続きご指導、ご支援のほどお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（小林正明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日から本日まで5日間にわたり、令和4年第4回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。

本会議では、1名の議員より一般質問が行われました。また、各条例の制定及び改正、補正予算、そして議会においても個人情報の保護に関する条例の制定など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、感染者も増加しており、第8波となっております。新規感染者が社会活動の進展に伴い増加しております。群馬県においては、11月26日以降、警戒レベル

2を継続しており、ふだんどおりの生活の中で感染が広がっていると思われます。ワクチン5回目の接種も始まっており、県は接種体制を強化するとのことでもあります。気を緩めることなく、第8波拡大に備えることが必要であると強く感じております。

議会といたしましては、町民の命と健康、そして住民生活や地域経済などを守るため、町と議会が一体となって様々な施策に全力で取り組んでまいりたいと思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げる次第であります。

結びとなりますが、今年も残すところ僅かとなります。日増しに寒さが厳しくなっておりますが、皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、令和4年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時08分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和5年 月 日

千代田町議会議長 小 林 正 明

①署名議員 川 田 延 明

②署名議員 高 橋 祐 二